



秋田県公報

告 示

- 既存の大規模小売店舗の変更に係る届出(七三二・商工業振興課)…………… 2
- 大規模小売店舗の変更に關し聴取した意見の概要(七三三・商工業振興課)…………… 3
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(七三四・雄勝地域振興局建設部)…………… 3
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)…………… 4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)…………… 4

目 次

告示	ページ
生活保護法による介護機関の指定(七二九・福祉政策課)……………	1
生活保護法による指定介護機関の変更(七三〇・福祉政策課)……………	2
保安林の指定の解除(七三一・北秋田地域振興局農林部)……………	2

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
虹の街おおまがり居宅介護支援事業所	株式会社虹の街 代表取締役	大曲市上大町九番地二	居宅介護支援事業	平成十六年七月一日
医療法人松野敬愛会 能代病院	医療法人松野敬愛会 理事長	能代市大手町四番一号	介護療養型医療施設	平成十二年四月一日
湖東居宅サービス事業所	医療法人正和会 理事長	南秋田郡五城目町字上町二百八十四番地一	居宅介護支援事業	平成十六年八月十五日
J A秋田しんせいデイサービスセンターふれあい泉の里	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長	本荘市三条字前田七十五番地	通所介護	平成十六年七月一日
グループホーム茜	有限会社湯の里 代表取締役	山本郡山本町森岳字街道東二百二十二番地六	痴呆対応型共同生活介護	平成十六年八月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七百三十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項 (名称・所在地)		サービスの種類	変 更 年 月 日
			変 更 前	変 更 後		
秋田しんせい農業協同組合	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長	本荘市埋田字小館八十一番地十六	本荘市埋田字小館八十一番地十六	本荘市荒町字峙台一番地	訪問介護	平成十二年八月一日
秋田しんせい農業協同組合	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長	本荘市荒町字峙台一番地	本荘市荒町字峙台一番地	本荘市三条字前田七十五番地	訪問介護	平成十六年六月十四日

秋田県告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所				全 面 積		保安林面積	保安林解除	指定の目的	解除の理由	
郡 市	町 村	大 字	字	地 番	台 帳 見 込 み (平方メートル)	見 込 み (ヘクタール)	面 積 見 込 み (ヘクタール)			
北秋田郡	阿 仁 町	比立内	赤井沢	一九の一〇	四三、五七六	四・三五七六	四・三五七六	〇・四二五二	なだれの危険防止	道路用地とするため

（関係図面は省略し、北秋田地域振興局農林部及び北秋田郡阿仁町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第七百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、

大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社秋田ふるさと村 代表取締役 品田 稔

横手市赤坂字富ヶ沢六十二番地四十六

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

秋田ふるさと村

横手市赤坂字富ヶ沢六十二番地四十六

(三) 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 千百九十八平方メートル

イ 変更後 千二百九十八平方メートル

(四) 変更する年月日

平成十七年二月一日

二 届出年月日

平成十六年八月三十一日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年九月十四日から平成十七年一月十四日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第七百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定

により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂大曲飯店

大曲市飯田字屋敷通七十五番地一外

二 大曲市長の意見

(一) 周辺住宅環境への配慮

周辺住宅環境の保全のため、騒音及び大気汚染防止の観点から、駐車場内におけるアイドリングストップ等の対策を講ずる必要がある。

(二) 車両の出入りについての配慮

車両の出入りについて、アクセス経路となつていている都市計画道飯田線の交通量が多く、交通事故を未然に防ぐため、適切な誘導が必要である。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大曲市役所 商工観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年九月十四日から同年十月十四日まで

秋田県告示第七百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

湯沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

湯沢都市計画下水道事業 湯沢市公共下水道

三 事業施行期間

平成三年七月二十六日から平成二十二年三月三十一日まで
 四 事業地
 (一) 収用の部分
 平成十年秋田県告示第六十号の事業地に同じ
 (二) 使用の部分
 なし

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年九月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日
 平成十六年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人白神ネイチャー協会

三 代表者の氏名
 工 藤 英 美

四 主たる事務所の所在地
 山本郡八森町字三十釜地内

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、白神山地と八森の自然についての調査研究と、その保全に関する事業を行い、自然保護啓蒙及び地域の活性化、自然型産業の確立、環境教育の普及に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
 平成十六年九月十四日

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(砂子沢地区ほ場整備事業)換地計画書の写し
 秋田県知事 寺 田 典 城

二 縦覧期間 平成十六年九月十五日から同年十月十五日まで
 三 縦覧場所 小坂町役場

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十六年九月三日秋田県公報第千六百三三号掲載の秋田県告示第七百九号

(原稿誤り)

一 上 十二 平成十六年度職業訓練指導員試験の実施 平成十六年度後期技能検定(特級・一級・二級・三級及び単一等級)の実施

(印刷誤り)

六 下 五 防水 防水施工

七 上 四 後から 鉄道車両製造・整備 鉄道車両製造・整備

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄